

[資料 2]

パブリックコメントの内容と回答

[1] 要領(案)に反映させたもの

個所	内 容	回 答	掲載頁
P. 2 下から 8 行目	・「申請者と協議し、を行いつつ、」とあるが、何を行うのか	・「申請者と協議し、・・・・」のし、を削除	P. 2 下から 8 行目
P. 4	・図 1 をもっと詳しく	・図 1 を差しかえ	P. 4
P. 6 下から 11 行目	・「実証機関が監査を行う」とあるが、自身で監査するのは不適切だ	・誤解を招くおそれがあるので削除	P. 6
P. 9	・企業の技術尊重、機密保持を盛り込むべき	・ P 3 の「検証を行い」のあとに「機密保持に配慮のうえ」をいれる	P. 3
P. 15 表 6	・周辺の水質等の環境調査を行うべき	・表 7 : 周辺環境実証項目と内容の中で項目を追加	P. 16
P. 17 表 7 および備考	・雑用水基準を適用するのは好ましくない	・雑用水基準の項目は生かし、基準値および備考は削除	P. 24

[2] 意見、要望に対する回答

個所	内 容	回 答
P. 1	・山からのし尿搬出法も視野に入れるべき	・ここでは実証試験場所における処理技術に限定
P. 1 P. 6 P. 9	・実証機関はどこに、何カ所設置されるのか ・技術実証委員会の任命と人数は	・全国で数カ所を想定している ・人数も含め実証機関が任命
P. 1 ~ 2	・国が統一基準を決めて、試験の可否を判定する方がわかりやすい	・本事業は可否の試験でも、認証するものでもなく、実証するための試験
P. 2 (2) の	・技術実証委員会の構成メンバーに自然環境保全の専門家を含めるべき	・様々な分野の有識者を含めることとしているが、メンバーは実証機関が選定
P. 5	・実証機関がなかった場合の対処は	・国が適宜対処する
P. 5	・近隣に実証機関がなかった場合、環境省からの要請はないか	・あくまで実証機関が判断するものであり、環境省から要請するものではない
P. 5 11 . の 3	・「実証試験要領」(案)に委員が明記されていない。また、自然環境保全の専門家を含めるべき	・本事業は山岳トイレし尿処理技術の実証を目的としているので、技術中心のメンバーで構成されているが、自然環境の知識を持つ方も含めている
P. 10 下から 1 行目	・「他の技術評価・実証事業等による評価・実証を受けていないこと」とあるが、受けていてもいなくても関係ないのでは	・これまで実証を受けていない技術を本モデル事業では対象とする

P.11	・実証試験による周辺自然	・周辺の環境調査を実施
P.15	・環境への汚染防止に配慮すべき	・周辺の環境調査を実施
P.17	・客観的な根拠を持った項目にしてほしい	・客観的な根拠によって検討
P.18 の4	・実証機関は、実証技術として選定された装置を購入すべきだし、試験終了後の撤去は費用の無駄	・本モデル事業は、本要領の目的にあるとおり、“ 実用化段階にある・・・技術を客観的に実証し、情報公開する ” ことであり、“ 環境保全と環境産業の発展を促す ” ことにある。ただし、仮に実証機関が購入を希望した場合は、購入を妨げるものではない。
P.19 の1	・新設の場合、申請者が実証試験地を選定できるのか	・ の「1.試験場所」の記載のとおり
P.19 の3	・試験場所の選定は申請者主体で限界、実証機関が主体的にしてほしい	
P.19	・国の補助金を受けた施設も対象となるのか	・対象となりうる
P.23	・同一の処理技術で複数の申請者がでてきてもいいか	・複数の申請者が出てかまわない
P.25	・実証試験計画は実際には実証申請者がつくることになるでは	・ の「3.実証試験計画の策定」の記載のとおり
	・パブリックコメントの募集期間は最低でも1ヵ月は必要	・参考とさせていただきます